

次期環境基本計画 基本方針4の施策体系(案)

本会で出た意見を追記しました
本会で出た意見は「」で示しています

参考

基本方針4 安全・安心・安心・快適に暮らせる文化的なまちを目指します
(生活環境・歴史・文化)

基本施策(施策の方向性)	基本施策(施策の方向性)の説明	現行計画の施策	施策に対する委員意見
大気環境の保全	大気汚染状況を継続的に監視し、情報発信します。大気の排出基準の遵守を事業所へ指導し、また啓発により大気環境を守ります。ダイオキシン類についても東京都と連携して定期的な測定、公表、指導を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> 自動車、工場などの排出ガスによる大気汚染の防止 ダイオキシン、アスベスト対策 	<ul style="list-style-type: none"> 公害発生源の都心を東に控え、それを滞留させる山々が西に控え、光化学スモッグが発生しやすい
水環境の保全	<p>河川の水質を継続的に監視し、情報発信します。適正な排水基準の遵守を事業所へ指導し、また啓発により水環境を守ります。</p> <p>多摩川の水質保全と水質汚濁、地下水保全を目的とした揚水規制を行うことで地盤沈下の防止を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 水質汚濁、地盤沈下の防止 健全な水循環の保全 	<p>湧水・用水の保全是基本方針2(自然環境)でカバーしているという認識</p>
土壌の環境保全や騒音振動対策、その他公害対策	<p>土壌汚染状況の調査や土壌汚染物質における地下水汚染の防止、化学物質の適正な使用を指導し、有害化学物質を使用した事業所へは調査・報告を指導します。</p> <p>騒音・振動は関連法令に基づき指導を行い、苦情へも十分な対応に努めます。</p> <p>そのほか健康影響が懸念される事象についても定期的な調査・研究を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 土壌・地下水汚染の防止 騒音・振動の防止 PCB、放射性物質、光害対策 	-
快適できれいなまちづくり	<p>まちの美化対策に取り組み、快適なまちをつくりまします。道路・自転車・歩行者それぞれにとって安全で快適な道路環境づくりに取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> まちの美化対策 道路交通対策 自転車交通対策 歩行者安全対策 	<p>水害対策などの気候変動に関連する「安全・安心なまちづくり」は地球温暖化対策の分野として基本方針1(地球温暖化対策)でカバーしているという認識</p>
歴史的・文化的環境の保全	<p>史跡などの案内・解説を行うボランティア活動の支援など、歴史的文化的遺産の保全・活用を市民と協働で進めます。魅力ある景観の形成のために、市の歴史と文化の普及・啓発に取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 魅力ある景観の形成 歴史的環境の保全・整備 文化的環境の保全・整備 	<ul style="list-style-type: none"> 文化的環境というものは重要な要素であるし、府中市としての独自性も見る事が出来る部分だ 3万年以上前から人が住み続けてきて、武蔵國府中としても千年以上の歴史がある

本会で出た意見を追記しました
本会で出た意見は「」で示しています

参考

基本施策(施策の方向性)	基本施策(施策の方向性)の説明	現行計画の施策	施策に対する委員意見
<p>事業者・大学との連携による新たな取組の創出</p>	<p>市主体での活動のみならず、産官学連携によるこれまでにない手法によって、環境問題への更なる解決策を創出します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や事業者での環境情報の相互提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・ほかの自治体に比べ多様な主体が関わっているまちだが、パートナーシップ構築まで至っていない
<p>環境保全活動を支援するネットワークの構築</p>	<p>環境保全活動センターの環境保全に関する学習活動など、市民や団体等の環境保全活動を支援し、市民・事業者・行政の協働、共創の場を構築します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・グループによる環境保全活動のPRや情報提供、相互交流 ・市民や事業者へ環境情報の提供、市民や事業者からの環境情報の収集 	<p>環境保全活用を環境保全センターの活動としているが、実際の事業などは他課それぞれが所管課となり、まとまらないのではないかと環境保全センターのみに焦点を当てる必要はないのではないかと環境政策課1名と、それ以外は市民・事業者等で構成とのことだが、そこに1つの基本施策を負わせるのは厳しい</p>
<p>環境学習の推進</p>	<p>市民の日常生活も原因となる環境問題の解決や環境の保全に全市民で取り組むために、環境に対する理解を深める機会を創出します。地域で行う身近な環境保全活動を広めるため、環境学習の指導者を育成します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・環境学習講座の開催 ・児童、生徒に対する出張授業の開催 ・環境学習のリーダーの育成 ・環境保全活動センターの活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・若年層世代に環境教育が不足 ・教育委員会や環境保全活動センターとの連携・協働を強化し取り組むことが必要
<p>情報発信の充実・啓発活動の推進</p>	<p>省エネ機器・技術の普及啓発や、環境行動につながるような情報等を収集し発信します。環境イベント等の啓発活動によって、環境意識を高めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や事業者での環境情報の相互提供 ・環境まつり等の環境イベントの実施 ・環境保全活動センターの活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントの開催数などを指標とすると、新型コロナウイルス感染症の影響を受けるため適切な評価方法を検討してほしい

基本方針5
協働・連携のための環境が整ったまちを目指します
(環境パートナーシップ・連携・協働)